



News Release

平成24年10月30日

三光ホーム株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、三光ホーム株式会社(以下「三光ホーム」という。)に対し、景 品表示法第6条の規定に基づき、措置命令(別添参照)を行いました。 三光ホームが戸建住宅への投函等により配布したチラシ等において行った住宅用太 陽光発電システムを設置することにより得られる利益に係る表示について、景品表示 法に違反する行為(同法第4条第1項第2号(有利誤認)に該当)が認められました。

1 三光ホームの概要

所 在 地 神奈川県相模原市南区南台六丁目15番15号
代 表 者 代表取締役 舟木 久
設 立 年 月 平成4年4月
資 本 金 1000万円(平成24年8月現在)

- 2 措置命令の概要
 - (1) 対象商品

三光ホームが一般消費者に供給する住宅用太陽光発電システム(※)(以下「本件発電システム」という。)

- (2) 対象表示
 - ア表示の概要
 - (7) 表示媒体
 - a 新聞折り込みチラシ別紙1
 - b 戸建住宅への投函等により配布したチラシ別紙2
 - c 自社ウェブサイト
 - (イ) 表示期間
 - a 平成23年4月29日
 - b 平成24年2月1日から同年3月31日までの間
 - c 平成24年1月下旬から同年7月2日までの間
 - (ウ) 表示内容
 - a 前記(7) a の表示媒体において、別表1記載のとおり、4.8キロワット 型の本件発電システムを設置することにより、毎月25,631円の利益 を得ることができる旨
 - b 前記(7) b 及び c の表示媒体において、別表 2 記載のとおり、4.87キ

ロワット型の本件発電システムを設置することにより、毎月27, 222 円の利益を得ることができる旨

- c 前記(7) b 及び c の表示媒体において、別表3記載のとおり、2.92キ ロワット型の本件発電システムを設置することにより、36か月間で初期 投資費用である約98万円を回収することができる旨 をそれぞれ表示していた。
- イ 実際
- (7) 前記ア(か) a について、実際には、4.8キロワット型の本件発電システム を設置することにより安定的に毎月得ることができる利益は25,631円を 大きく下回るものであった。
- (イ) 前記ア(ウ) b について、実際には、4.87キロワット型の本件発電システムを設置することにより安定的に毎月得ることができる利益は27,222円を大きく下回るものであった。
- (ウ) 前記ア(ウ) c について、実際には、「月々お得分 27,222円」として表示されていた金額は任意に設定されたものであり、2.92キロワット型の本件発電システムを設置した場合の初期投資費用である約98万円を回収するには、約120か月という期間を要するものであって、36か月という回収期間を大きく上回るものであった。
- (3) 命令の概要
 - ア 前記(2)アの表示は、対象商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相 手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違 反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底すること。
 - イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
 - ウ
 今後、同様の表示を行わないこと。
- ※ 太陽光エネルギーを電気に変換する設備のこと。主な仕組みについては以下のとおり。
 - ① 「太陽電池モジュール」と称するパネルにより、太陽光から直流電力を作る。
 - ② 「パワーコンディショナ」により、直流電力から家庭で使用する交流電力に変換する。
 - ③ 「屋内分電盤」を通じて、発電した電力を家庭内で利用し、余った電力は電力会社に買い取ってもらう。一方、雨天や夜間など、太陽光により発電した電力では足りないあるいは発電できない場合には、必要分を電力会社から購入する。

太陽電池モジュールによる発電や、直流電力から交流電力への変換、電気製品への分電、電力 会社への電力の売却・電力会社からの電力の購入などは、全て自動運転で行われる。

また、住宅用太陽光発電システムについては、平成21年11月に「太陽光発電の余剰電力買 取制度」が導入されたところ、電力会社による電力の買取価格は、太陽電池モジュールの公称最 大出力が10キロワット未満であるなどの要件を満たし、かつ、平成23年3月までに電力会社 へ太陽光発電からの電力需給に係る契約の申込みを行った者については1キロワットアワー当 たり48円、同年4月以降に電力会社へ太陽光発電からの電力需給に係る契約の申込みを行った 者については1キロワットアワー当たり42円とされている(買取価格は買取開始から10年間 固定)。

太陽光発電の余剰電力買取制度では、電力会社は、住宅用太陽光発電システムにより得られた 全ての発電した電力を買い取るのではなく、発電した電力のうち、設置者が自家消費した電力を 差し引いた余剰電力を買い取ることとなっている。

なお、太陽光発電の余剰電力買取制度は、平成24年7月より「再生可能エネルギーの固定買 取価格制度」に移行している。

【本件に対する問合せ先】
 消費者庁表示対策課 担当者:栗田、福田(昌)、石塚
 電 話 03-3507-9239
 ホームページ http://www.caa.go.jp/

別表 1

表示内容
 「東南西3方面に合計4.8 kW設置したF様の例」
 「太陽光発電を設置前の昨年3月の使用電力 591kWh=使用料金14,39
2円(目安)」
 「1ヶ月に得した金額 6, 575円」
 「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,056円」
 「太陽光発電でこんなに違う!!合わせてなんと月々25,631円の得!!」

別表 2

表示内容
 「東南西3方面に合計4.87Kw設置したF様の例」
 「■太陽光発電を設置前の昨年5月の使用電力 527kWh=使用料金13,6
7 1 円(目安)」
 「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,258円」
 「太陽光発電でこんなに違う!!合わせてなんと!月々27, 222円の得!」

別表3

表示内容
・ 「キャンペーン価格 太陽光発電システム 122万円※2.92kw(183w
×16枚)工事費共 -補助金24万円」
・ 「京セラ太陽光発電システムがスレートエコノルーツ南面工事費込みで98万円で
出来ます」
・ 「今なら太陽光発電システムを設置した場合 ■試算シュミレーション 月々お得
分 27, 222円×36ヶ月=約98万円」
 「※約36ヶ月で初期投資分の約98万円になります。」





不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の 誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのあ る行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを 目的とする。

(不当な表示の禁止)

- 第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに 該当する表示をしてはならない。
 - 一商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種 若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の 相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘 引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められ るもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者 に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自 主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの
- 2 (省略)

(措置命令)

- 第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定 に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為 が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その 他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている 場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。
 - ー 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当 該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受け た事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、 当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若し くは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその 職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事 業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しく は関係者に質問させることができる。

2~4 (省略)

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者 庁長官に委任する。

2及び3 (省略)

〇 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に 関する政令(抜粋)

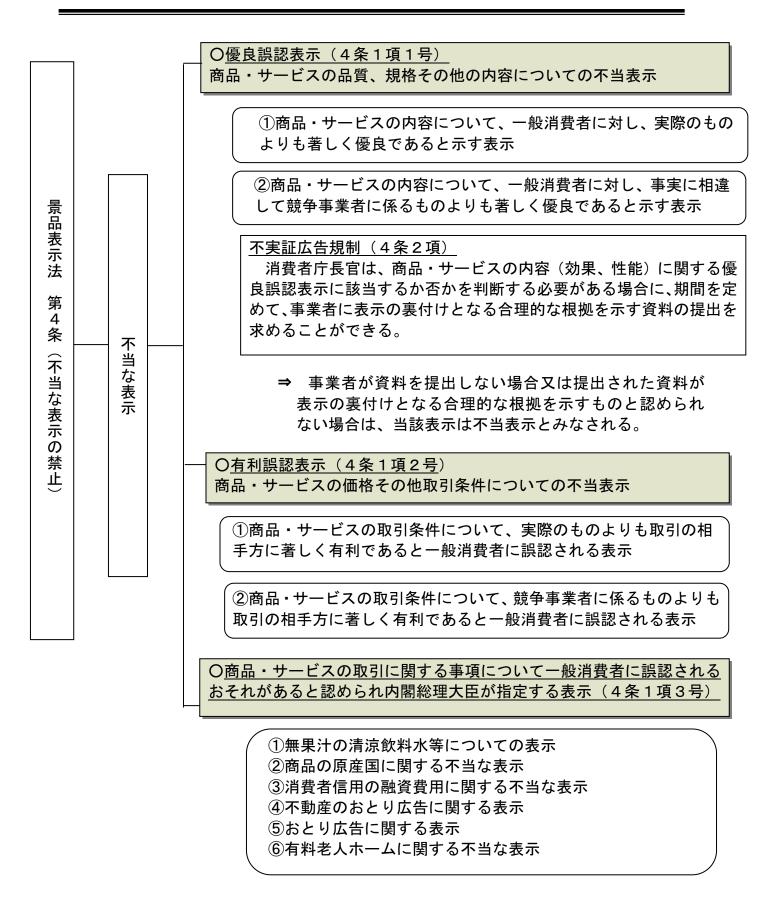
(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法(以下「法」という。)第十二条第一項の政令で 定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条 第一項(消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。)及び第二項の規定による 権限とする。

(参考2)

景品表示法による表示規制の概要



消表対第479号 平成24年10月30日

三光ホーム株式会社

代表取締役 舟木 久 殿

消費者庁長官 阿南 久

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が一般消費者に供給する住宅用太陽光発電システム(以下「本件発電シス テム」という。)の取引について、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第1 34号。以下「景品表示法」という。)第4条第1項の規定により禁止されている同項第 2号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命 令する。

- 1 命令の内容
 - (1) 貴社は、貴社が一般消費者に供給する本件発電システムに係る表示に関して、次に 掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方 法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア(7) 貴社は、本件発電システムを一般消費者に供給するに当たり、平成23年4月29日に新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込んで配布したチラシにおいて、「東南西3方面に合計4.8kW設置したF様の例」、「太陽光発電を設置前の昨年3月の使用電力 591kWh=使用料金14,392円(目安)」、「1ヶ月に得した金額 6,575円」、「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,056円」及び「太陽光発電でこんなに違う!!合わせてなんと月々25,631円の得!!」と記載し、4.8キロワット型の本件発電システムを設置することにより、毎月25,631円の利益を得ることができる旨を表示していたこと。
 - (イ) 実際には、次のaないしcの理由から、4.8キロワット型の本件発電システムを設置することにより安定的に毎月得ることができる利益は25,631円を 大きく下回るものであったこと。
 - a 「太陽光発電を設置前の昨年3月の使用電力 591kWh=使用料金14, 392円(目安)」として表示されていた使用料金は、実際の使用料金ではな く、任意に設定されたものであったこと。
 - b 「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,056円」として表示されていた金額は、一般電気事業者(以下「電力会社」という。)による電力の買取価格について、1キロワットアワー当たり48円を基に算出されたものであり、表示がなされた平成23年4月時点において電力会社に申込みを行った場

合に適用される単価である1キロワットアワー当たり42円を基に算出された ものではなかったこと。

- c 本件発電システムは、季節や天候等の条件により発電電力量が変わるところ、「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,056円」として表示されていた金額は、特定の月に発電した電力量と同じ電力量を毎月得ることができることを前提に算出されたものであったこと。
- イ(ア) 貴社は、本件発電システムを一般消費者に供給するに当たり、平成24年2月 1日から同年3月31日までの間、戸建住宅への投函等により配布したチラシ及 び同年1月下旬から同年7月2日までの間、自社ウェブサイトにおいて
 - a 「東南西3方面に合計4.87Kw設置したF様の例」、「■太陽光発電を 設置前の昨年5月の使用電力 527kWh=使用料金13,671円(目安)」、「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,258円」及び「太陽光発電 でこんなに違う!!合わせてなんと!月々27,222円の得!」と記載し、4. 87キロワット型の本件発電システムを設置することにより、毎月27,22 2円の利益を得ることができる旨
 - b 「キャンペーン価格 太陽光発電システム 122万円※2.92kw(1 83w×16枚)工事費共 一補助金24万円」、「京セラ太陽光発電システ ムがスレートエコノルーツ南面工事費込みで98万円で出来ます」、「今なら 太陽光発電システムを設置した場合 ■試算シュミレーション 月々お得分 27,222円×36ヶ月=約98万円」及び「※約36ヶ月で初期投資分の 約98万円になります。」と記載し、2.92キロワット型の本件発電システ ムを設置することにより、36か月間で初期投資費用である約98万円を回収 することができる旨
 - をそれぞれ表示していたこと。
 - (イ) 前記(ア) a について、実際には、次の a ないし c の理由から、4.87キロワット型の本件発電システムを設置することにより安定的に毎月得ることができる利益は27,222円を大きく下回るものであったこと。
 - a 「■太陽光発電を設置前の昨年5月の使用電力 527kWh=使用料金1
 3,671円(目安)」として表示されていた使用料金は、実際の使用料金ではなく、任意に設定されたものであったこと。
 - b 「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,258円」として表示されていた金額は、電力会社による電力の買取価格について、1キロワットアワー当たり48円を基に算出の上、任意に設定されたものであり、表示がなされた平成24年2月時点において電力会社に申込みを行った場合に適用される単価である1キロワットアワー当たり42円を基に算出されたものではなかったこと。
 - c 本件発電システムは、季節や天候等の条件により発電電力量が変わるところ、「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,258円」として表示されて

いた金額は、特定の月に発電した電力量と同じ電力量を毎月得ることができる ことを前提に算出されたものであったこと。

- (ウ)前記(7) bについて、実際には、「月々お得分 27,222円」として表示されていた金額は任意に設定されたものであり、2.92キロワット型の本件発電システムを設置した場合の初期投資費用である約98万円を回収するには、約120か月という期間を要するものであって、36か月という回収期間を大きく上回るものであったこと。
- ウ 前記ア(ア)及びイ(ア)の表示は、本件発電システムの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、 景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件発電システムの取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が 行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周 知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件発電システムの取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を 行うことにより、本件発電システムの取引条件について、実際のものよりも取引の相 手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。
- 2 事実
 - (1) 三光ホーム株式会社(以下「三光ホーム」という。)は、神奈川県相模原市南区南 台六丁目15番15号に本店を置き、建築工事、住宅用太陽光発電システムの販売業 等を営む事業者である。
 - (2) 三光ホームは、平成23年2月14日、株式会社京セラソーラーコーポレーション とフランチャイズ契約を締結し、株式会社京セラソーラーコーポレーションが製造す る本件発電システムを一般消費者に供給しているところ、本件発電システムの表示内 容を自ら決定している。
 - (3) 住宅用太陽光発電システムは、太陽光エネルギーを電気に変換する設備であり、太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、屋内分電盤、電力量計等で構成されている。
 - (4)ア 平成21年11月に導入された「太陽光発電の余剰電力買取制度」における電力 会社による電力の買取価格は、太陽電池モジュールの公称最大出力が10キロワッ ト未満であるなどの要件を満たし、かつ、平成23年3月までに電力会社へ太陽光 発電からの電力需給に係る契約の申込みを行った者については1キロワットアワー 当たり48円、同年4月以降に電力会社へ太陽光発電からの電力需給に係る契約の 申込みを行った者については1キロワットアワー当たり42円とされている。
 - イ 電力会社は、住宅用太陽光発電システムにより得られた全ての発電した電力を買 い取るのではなく、発電した電力のうち、設置者が自家消費した電力を差し引いた

余剰電力を買い取ることとなっている。

- (5)ア 三光ホームは、本件発電システムを一般消費者に供給するに当たり、平成23年 4月29日に新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込んで配布したチラシ(別添写 し1)において、「東南西3方面に合計4.8kW設置したF様の例」、「太陽光 発電を設置前の昨年3月の使用電力 591kWh=使用料金14,392円(目 安)」、「1ヶ月に得した金額 6,575円」、「1ヶ月で電力会社に電力を売っ た金額 19,056円」及び「太陽光発電でこんなに違う!!合わせてなんと月々 25,631円の得!!」と記載し、4.8キロワット型の本件発電システムを設置 することにより、毎月25,631円の利益を得ることができる旨を表示していた。
 - イ 実際には、次の(7)ないし(ウ)の理由から、4.8キロワット型の本件発電システ ムを設置することにより安定的に毎月得ることができる利益は25,631円を大 きく下回るものであった。
 - (7)「太陽光発電を設置前の昨年3月の使用電力 591kWh=使用料金14, 392円(目安)」として表示されていた使用料金は、実際の使用料金ではなく、 任意に設定されたものであったこと。
 - (イ)「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,056円」として表示されていた金額は、電力会社による電力の買取価格について、1キロワットアワー当たり48円を基に算出されたものであり、表示がなされた平成23年4月時点において電力会社に申込みを行った場合に適用される単価である1キロワットアワー当たり42円を基に算出されたものではなかったこと。
 - (ウ)本件発電システムは、季節や天候等の条件により発電電力量が変わるところ、 「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,056円」として表示されていた金額は、特定の月に発電した電力量と同じ電力量を毎月得ることができることを前提に算出されたものであったこと。
- (6)ア 三光ホームは、本件発電システムを一般消費者に供給するに当たり、平成24年 2月1日から同年3月31日までの間、戸建住宅への投函等により配布したチラシ (別添写し2)及び同年1月下旬から同年7月2日までの間、自社ウェブサイトに おいて
 - (7)「東南西3方面に合計4.87Kw設置したF様の例」、「■太陽光発電を設置前の昨年5月の使用電力 527kWh=使用料金13,671円(目安)」、「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,258円」及び「太陽光発電でこんなに違う!!合わせてなんと!月々27,222円の得!」と記載し、4.87キロワット型の本件発電システムを設置することにより、毎月27,222円の利益を得ることができる旨
 - (イ)「キャンペーン価格 太陽光発電システム 122万円※2.92kw(18 3w×16枚)工事費共 -補助金24万円」、「京セラ太陽光発電システムが スレートエコノルーツ南面工事費込みで98万円で出来ます」、「今なら太陽光 発電システムを設置した場合 ■試算シュミレーション 月々お得分 27,2

22円×36ヶ月=約98万円」及び「※約36ヶ月で初期投資分の約98万円 になります。」と記載し、2.92キロワット型の本件発電システムを設置する ことにより、36か月間で初期投資費用である約98万円を回収することができ る旨

をそれぞれ表示していた。

- イ 前記ア(ア)について、実際には、次の(ア)ないし(ウ)の理由から、4.87キロワット型の本件発電システムを設置することにより安定的に毎月得ることができる利益 は27,222円を大きく下回るものであった。
 - (7)「■太陽光発電を設置前の昨年5月の使用電力 527kWh=使用料金13,
 671円(目安)」として表示されていた使用料金は、実際の使用料金ではなく、
 任意に設定されたものであったこと。
 - (4)「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,258円」として表示されていた金額は、電力会社による電力の買取価格について、1キロワットアワー当たり48円を基に算出の上、任意に設定されたものであり、表示がなされた平成24年2月時点において電力会社に申込みを行った場合に適用される単価である1キロワットアワー当たり42円を基に算出されたものではなかったこと。
 - (ウ)本件発電システムは、季節や天候等の条件により発電電力量が変わるところ、「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,258円」として表示されていた金額は、特定の月に発電した電力量と同じ電力量を毎月得ることができることを前提に算出されたものであったこと。
- ウ 前記ア(4)について、実際には、「月々お得分 27,222円」として表示されていた金額は任意に設定されたものであり、2.92キロワット型の本件発電システムを設置した場合の初期投資費用である約98万円を回収するには、約120か月という期間を要するものであって、36か月という回収期間を大きく上回るものであった。
- 3 法令の適用

前記事実によれば、三光ホームは、本件発電システムの取引条件について、実際のも のよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客 を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めら れる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第2号に該当す るものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

- 4 法律に基づく教示
 - (1) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条第1項の規定に基づく教示 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、こ の処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者 庁長官に対し異議申立てをすることができる。

- (2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示 訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務 大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。
 - (注1) この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、 この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することが できなくなる。
 - (注2) 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その 決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することが できる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以 内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを 提起することができなくなる。







TEL.042-766-3535 FAX.042-741-3535 E-mail sanko@sanko-home.jp ホームページ www.sanko-home.jp

別添写し2

(縮小したもの)